

南 幌 流 通 団 地
店舗併用住宅用地・民間賃貸住宅用地

予約分譲受付要領

北海道住宅供給公社

1 南幌流通団地(第一種住居地域)の概要

■所在地	北海道空知郡南幌町南 16 線西 10 番地		
■分譲面積	店舗併用住宅用地	10 区画	(554.71 m ² ~832.15 m ²)
	民間賃貸住宅用地	8 区画	(1,099.02 m ² ~1,111.61 m ²)
■分譲価格	・隣接する準工業用地と同時に購入する場合 10,000 円/m ²		
	・単独で購入する場合 14,000 円/m ²		
■地目	宅地		
■用途地域	第一種住居地域 (建ぺい率 60% 容積率 200%)		
■上水	長幌上水道企業団		
■下水	南幌町公共下水道		
■電気	北海道電力(株)		
■ガス	プロパンガス		

2 分譲の条件

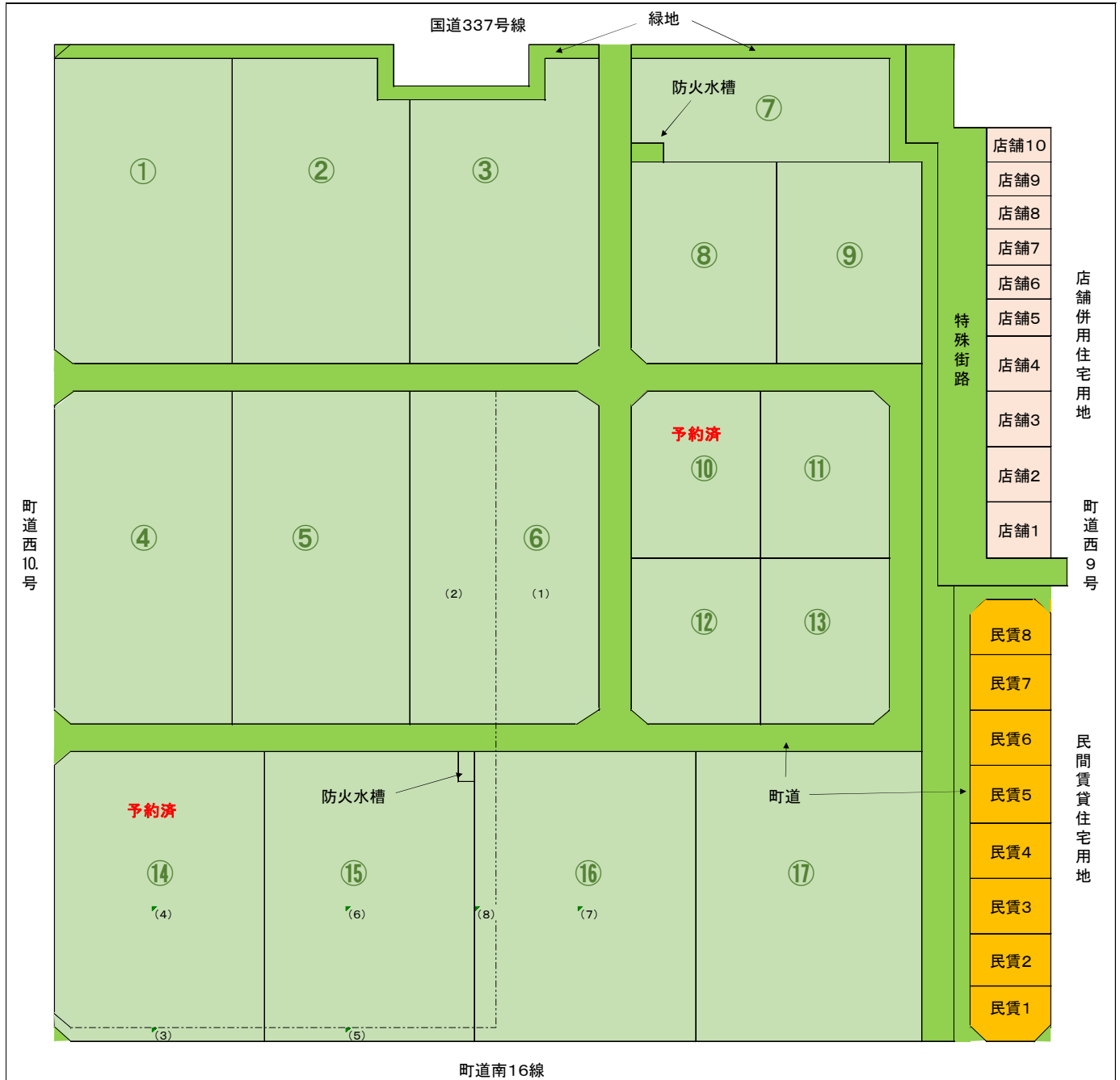
- (1) 地区にふさわしい魅力をもった施設を建設、運営していただきます。
- (2) 建設する施設及び経営する業種は、用途地域に適合するもので、物販、飲食店舗などサービス関連の業務を行うための店舗併用住宅と集合住宅などの民間賃貸住宅とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23.7.10 法 122)に抵触する業種を除きます。
- (3) 土地の購入者(以下「事業主体者」という。)は、申込時提出の計画に基づき、3年以内に開業していただきます。
- (4) 関係官公庁の許認可等が必要な場合は、当該許認可を受けることが出来ることとします。また、地元対策については、事業主体者が責任をもって行うこととします。
- (5) 事業主体者は、土地売買契約締結時に公社へ契約保証金として売買代金の 30%を納めていただきます。
- (6) 土地売買契約に基づく売買代金完納後に店舗等の建設をしていただきます。

3 予約分譲申込資格

申込者は、次の条件をすべて備えている方に限ります。

- (1) 本国籍のある方、又は永住許可を受けた外国人(平成 3 年法律第 71 号による特別永住者を含む)の方、若しくは法人とします。
- (2) 前記 2「分譲の条件」を満たす施設を建設し、運営が出来ることとします。
- (3) 暴力団員、暴力団(平成 3 年法律第 77 号「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に規定)又は、その関係者若しくは関係事業者に該当しないこと。

4 分譲区画



土地所有者	用途	区画区分	面積	用途	区画区分	面積
北海道住宅供給公社	店舗併用住宅用地	店舗1	832.15㎡	民間賃貸住宅用地	民賃1	1,099.02㎡
		店舗2	832.15㎡		民賃2	1,111.61㎡
		店舗3	832.12㎡		民賃3	1,111.50㎡
		店舗4	832.13㎡		民賃4	1,111.55㎡
		店舗5	554.73㎡		民賃5	1,111.61㎡
		店舗6	554.72㎡		民賃6	1,111.56㎡
		店舗7	554.73㎡		民賃7	1,111.57㎡
		店舗8	554.71㎡		民賃8	1,099.04㎡
		店舗9	554.71㎡			
		店舗10	554.75㎡			

※上記の区画面積は設計上の面積であり、工事完了後に測量を行い確定します。

5 予約分譲の申込手続

(1) 提出書類（各1部）

■個人が申し込む場合

- ① 予約分譲申込書（所定様式）
- ② 住民票の写し
- ③ 源泉徴収票または所得証明書
- ④ 実施計画書（任意書式）

■法人が申し込む場合

- ① 予約分譲申込書（所定様式）
- ② 定款及び法人履歴事項全部証明書
- ③ 最近2年間の決算書
- ④ 実施計画書（任意書式）

(2) 申込方法

- ① 持参又は郵送での提出をお願いします。
- ② 郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送してください。

【提出先】北海道住宅供給公社（札幌市中央区北3条西7丁目1番地緑苑ビル3階）

TEL 011-281-3712

FAX 011-241-7767

E-mail hjk-kousha-01@bz02.plala.or.jp

受付時間 午前9時から午後5時まで

(3) 注意事項等

- ① 提出された書類は、原則として返却しません。
- ② 提出書類等の作成に係る一切の費用は、事業主体者の負担とします。

6 実施計画書の提出

申込者の営業成績、財務内容及び実施計画が分譲の条件等に適合しているか等を総合的に判断するため、下記に示す実施計画書を申込時に提出してください。

- (1) 事業・資金計画書
- (2) 建物の計画書（図面は必要ありません）

7 事業主体者の決定方法

申込順に随時受付し、先着順に決定します。

8 土地売買契約の締結

(1) 契約締結の時期

事業主体者決定後、建物等の建築工事に着手するまでの間に土地所有者である公社と契約を締結し売買代金を完納していただきます。契約時には印鑑証明が必要です。契約の締結は、事業主体者決定後1か月以内を原則とします。

(2) 引渡し期限

特段の理由が無い場合、申込日から4か月以内の引渡しを原則とします。

(3) 売買契約の内容

売買代金の支払い方法、所有権移転、権利処分の制限等となります。

○売買代金の支払い方法

- ① 売買契約締結時 売買代金の 30% (契約保証金)
- ② 土地の引渡し時 残代金全額

9 土地の引渡しと登記(所有権移転)

- (1) 売買代金完納後に土地の引渡しを行います。
- (2) 所有権移転登記は、売買代金完納後、公社がすみやかに囑託登記します。
- (3) 所有権移転登記の費用(登録免許税)は、購入者の負担となります。

10 宅地等に係る留意事項

(1) 宅地の形状変更について

施設建築の際、引渡しを受けた宅地の切土、擁壁設置等宅地の形状を変更するときは、公社の承諾を受けて行っていただきます。なお、原則として、他の場所から土を搬入し、土を盛ることは認めておりません。

(2) 建築物等の基礎について

当地区の地盤には画地毎に地質条件が異なりますので、建築等の基礎については十分注意してください。

(3) 宅地等の整備について

店舗等施設の計画に当たっては、この周辺と整合性のある整備にご配慮ください。

11 優遇制度

(1) 店舗併用住宅用地

個人で店舗併用住宅用地を申し込む方で、南幌町の子育て世代住宅建築助成事業の要件を満たす助成対象予定世代の場合、公社も子育て若年世代を応援することとし、宅地価格の50%相当額を減額します。

(2) 民間賃貸住宅用地

公社から宅地を購入し、南幌町が示す建設条件を満たす民間賃貸住宅を町の補助を受けて建設する個人又は法人の方には、宅地価格の約30%相当額を減額し、㎡当たり14,000円を10,000円とします。

※ 南幌町子育て世代住宅建築助成事業及び南幌町民間賃貸住宅建築助成の内容と申請方法などにつきましては、直接、南幌町まちづくり課(011-398-7021)までお問い合わせ下さい。

12 留意事項

- (1) 購入者は、所有権移転の日の属する年の翌年以降に賦課される公租公課を負担していただきます。
- (2) 住宅建築完了後は、公社所定の住宅建築完了届をすみやかに公社に提出してください。
- (3) 公社は重要事項説明を要しない団体となりますので、土地売買にあたり重要事項説明書の発行はしておりません。

(様式)

店舗併用住宅用地・民間賃貸住宅用地 予約分譲申込書

令和 年 月 日

北海道住宅供給公社

理事長 村井 治 様

住 所

名 称

代表者氏名

印

電話番号

募集条件を了承し現地確認の上、実施計画書他必要書類を添付して、下記区画を申し込みいたします。

記

1 申込区画

土地の所在・地番	面積 (㎡)	価額 (円)

2 申込区画の用途

--

3 着工及び開業予定

着工 令和 年 月を予定

開業 令和 年 月を予定